

附属書二―C 自動車及び部品

第一条 定義

1 この附属書の規定の適用上、

(a) 「WP二十九」とは、国際連合欧州経済委員会の枠組みにおいて活動する自動車基準調和世界フォーラムをいう。

(b) 「千九百五十八年協定」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定をいう。

(c) 「千九百九十八年協定」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定をいう。

(d) 「国際連合規則」とは、千九百五十八年協定に基づいて作成される国際連合の規則をいう。

(e) 「GTR」とは、千九百九十八年協定に基づいて作成され、世界登録簿に記載される世界技術規則を

いう。

(f) 「国際連合規則の適用」とは、国際連合規則が千九百五十八年協定に従って締約国について効力を生ずることをいう。

(g) 「型式認定」とは、車両又は部品若しくは装置の型式が関連する行政上の規定及び技術上の要件に適合することを証明する締約国の権限のある当局による行政上の決定をいう。

(h) 「型式認定証」とは、車両又は部品若しくは装置の型式が型式認定を与えられたことを権限のある当局が公的に証明する文書をいう。

2 強制規格及び適合性評価手続は、貿易の技術的障害に関する協定附属書一の1及び3の規定に従って定義される。

第二条 適用範囲

この附属書の規定は、千九百五十八年協定又は千九百九十八年協定によって規制される自動車並びにその部品及び装置の全ての産品（農業又は林業のためにのみ使用される自動車並びにその部品及び装置であつて、特に、統一システムの第四〇類、第八四類、第八五類、第八七類及び第九四類に該当するものを除く。）

（以下「対象産品」という。）について適用する。

第三条 目的

この附属書の規定は、自動車並びにその部品及び装置が貿易、成長及び雇用にとって重要であることを認識しつつ、次のことを目的とする。

- (a) 自動車並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な部品及び装置の高い水準の安全性、環境の保全、エネルギー効率及び盗難防止の性能を向上させること。
- (b) 規制に関する協力並びに非関税措置の貿易への悪影響の除去及び防止を通じて両締約国間の貿易及びそれぞれの市場へのアクセスを円滑にすること。

- (c) WP二十九の文脈における要件の国際的な調和及び追加的な試験、文書、証明又は表示を要求することなく、国際連合規則に従って与えられる型式認定の相互承認を強化すること。

- (d) 国際連合規則の適用及びGTRの適用を通じて両締約国の規制上の要件の収れんを達成すること。

第四条 関連する国際規格及び国際標準化機関

両締約国は、WP二十九が対象産品についての関連する国際標準化機関であること並びに国際連合規則及

びG T Rが対象産品についての関連する国際規格であることを認める。

第五条 現行の国際連合規則の適用

1 各締約国は、付録二―C―1に掲げる国際連合規則について、関連する国際連合規則によって規制される分野において、自国の国内強制規格及び適合性評価手続に適合しているものとして、型式認定証の対象となる産品を、千九百五十八年協定に従い、追加的な試験、文書、証明又は表示を要求することなく、自国の市場において受け入れる。

2 両締約国は、千九百五十八年協定に従って、安全性及び環境の保全を確保し、並びに強制規格の調和を促進するため、協議するものとし、また、この協定の効力発生の日の後七年以内に、付録二―C―2に掲げる国際連合規則を適用する日付について合意する。両締約国は、その協議が行われている間に、当該国際連合規則を適用する日付について合意するために特定の国際連合規則を改正することが必要であると認める場合には、次条の規定を適用する。

第六条 現行の国際連合規則の改正

1 一方の締約国は、付録二―C―1又は付録二―C―2に掲げる国際連合規則を改正することが必要であ

ると認める場合にはいつでも、当該国際連合規則を改正することを検討するため、他方の締約国と協議する。

2 両締約国は、国際連合規則を改正することに合意する場合には、各締約国の道路交通環境を考慮しつつ改正案を作成し、W P 二十九に提出するために協力する。両締約国は、W P 二十九における当該改正案の早期採択のために協力する。

3 各締約国は、付録二―C―2に掲げる国際連合規則であって改正されたものが両締約国によって作成された改正案と著しい相違がないことに両締約国が合意する場合には、改正された当該国際連合規則に定める日までに、改正された当該国際連合規則に従って与えられる型式認定を受け入れる。両締約国間に意見の相違がある場合には、千九百五十八年協定の権利及び義務を適用する。

第七条 新たな国際連合規則の作成

1 一方の締約国は、新たな国際連合規則を作成することが必要であると認める場合にはいつでも、安全性及び環境の保全を確保し、並びに強制規格の調和を促進するため、他方の締約国と協議する。

2 両締約国は、新たな国際連合規則を作成することに合意する場合には、国際連合規則の共同案を作成

し、W P 二十九に提出するために協力する。両締約国は、W P 二十九における当該共同案の早期採択を目的として協力する。

- 3 各締約国は、新たに採択された国際連合規則が2に規定する当初の共同案と著しい相違がないことに両締約国が合意する場合には、当該国際連合規則に定める日から、当該国際連合規則に従って与えられる型式認定を受け入れ、及び付録二―C―1の表に当該国際連合規則を含める。両締約国間で意見の相違がある場合には、千九百五十八年協定の権利及び義務を適用する。

第八条 国際連合規則の適用の終止

- 1 一方の締約国は、付録二―C―1又は付録二―C―2に掲げる国際連合規則の適用を終止する意図を有する例外的な場合には、他方の締約国に対して自国の意図を通報する。この通報については、当該国際連合規則の適用が終止する日の一年前に行う。

- 2 一方の締約国は、国際連合規則の適用を終止する前に、千九百五十八年協定に基づいて利用可能な他の手段又は措置を検討するために他方の締約国と対話を行う。

- 3 一方の締約国は、正当に裏付けられた理由を説明した後に、千九百五十八年協定に基づき、国際連合規

則の適用を終止することを決定することができる。

第九条 付録の更新

1 両締約国は、第六条3の規定に基づいて合意された改正を反映し、第七条3の規定に基づいて新たな国際連合規則を含め、及び前条3の規定に基づいて適用が終止した国際連合規則を削除するため、第二十二・四條1の規定に基づいて設置される自動車及び部品に関する作業部会の評価に基づき、第二十三・二條3及び4(b)の規定に従って合同委員会の決定により付録二―C―1又は付録二―C―2を改正する。

2 第五条2の規定に基づいて合意される日付は、付録二―C―2に含める。同付録に掲げる国際連合規則が適用される場合には、当該国際連合規則は、付録二―C―1に移行される。

3 両締約国は、第五条2の規定に基づく協議において第六条の規定との関連において特定の改正に合意できない場合には、対象となる国際連合規則の適用の日付を変更することができるものとし、また、付録二―C―2から当該国際連合規則を削除することに合意することができる。

第十条 国際的な車両の型式認定

1 各締約国は、国際連合規則第零号を適用し、並びに国際的な車両の型式認定が対象とする分野におい

て、全ての国内強制規格及び適合性評価手続に適合しているものとして、国際的な車両の型式認定証が交付された他方の締約国の産品を、千九百五十八年協定に従い、追加的な試験、文書、証明又は表示を要求することなく受け入れる。

- 2 両締約国は、国際連合規則第零号の世界的な活用を促進するためにその実施について協力し、及びその対象範囲を追加的な車両区分に拡大することについて協力することに合意する。

第十一条 現行の国内強制規格の改正

- 1 両締約国は、国際連合規則に基づいて型式認定が与えられた産品の輸入及び自国の国内市場への提供のための正当な目的を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的となるような態様で現行の国内強制規格を改正することを差し控える。

- 2 両締約国は、国際連合規則を通じた強制規格の調和に関する国際的な取組の重要性を認識しつつ、安全性及び環境の保全を強化するために現行の国内強制規格を改正する場合には、現行の国際連合規則との収れんを高めることを積極的に検討する。

第十二条 国内強制規格の導入

1 両締約国は、両締約国が適用している国際連合規則が対象とする分野について、当該国際連合規則に基づいて型式認定を与えられた製品の輸入及び自国の国内市場への提供を妨げ、又はこれらのための負担を増加させる効果を有する新たな国内強制規格又は適合性評価手続を導入することを差し控える。ただし、当該国内強制規格又は適合性評価手続が当該国際連合規則によって明示的に規定される場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の規制当局は、自国が現行の国際連合規則が対象としない分野における国内強制規格又は適合性評価手続を作成し、又は改正する意図を有する場合（両締約国が第六条及び第七条の規定を遵守する場合を除く。）には、次のことを行う。

(a) 初期の段階において、他方の締約国の規制当局に対して規制の目的及び計画を通報し、並びに予定する国内強制規格又は適合性評価手続に関する規制の正当性又は既存の影響評価を伝達すること。

(b) 一方の締約国が国内強制規格又は適合性評価手続を導入する意図を有する分野において、新たな国際連合規則を作成し、及び採択し、又は現行の国際連合規則を改正する可能性を評価すること。

(c) 国際連合規則が対象としない分野における国内強制規格又は適合性評価手続を導入することを一

方の締約国が決定するときは、他方の締約国側の自動車及び部品に関する作業部会の共同議長に通報すること。

第十三条 協議手続

1 一方の締約国がこの協定に基づいて国内強制規格又は適合性評価手続を導入し、又は改正することを決定する場合には、他方の締約国は、一方の締約国との協議を要請することができるものとし、また、一方の締約国は、当該協議を遅滞なく受け入れる。両締約国は、当該協議が行われている間、二国間の貿易に対する悪影響を最小限にするための解決を図るために協力する。一方の締約国は、即時の行動を必要とする場合には、当該協議が完了する前に国内強制規格又は適合性評価手続を制定することができる。一方の締約国は、緊急性及び安全性又は環境への差し迫った危険を通報し、及び実証する。

2 両締約国が解決について合意することができない場合には、1に規定する一方の締約国は、自国の国内強制規格又は適合性評価手続を制定することができるものとし、また、他方の締約国は、当該国内強制規格又は適合性評価手続が両締約国間の貿易に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、第十九条の規定に従って第二十一章の規定による紛争解決を利用することができる。

3 1に規定する一方の締約国が制定する国内強制規格又は適合性評価手続（新たな又は改正されたもの）に関し、他方の締約国による1に規定する協議を提起するかどうかの決定は、他方の締約国が第十九条の規定に従って第二十一章の規定による紛争解決を利用する権利に影響を及ぼすものではない。

第十四条 新たな技術又は新たな特性を有する産品

締約国は、人の健康、安全性又は環境に対する十分に実証された危険性がある場合を除くほか、対象産品が規制されていない新たな技術又は新たな特性を取り入れていることを理由として、当該対象産品の自国の市場への提供を妨げ、又は不当に遅延させてはならない。各締約国は、千九百五十八年協定の新たな技術に関する関連規定を実施する。

第十五条 規制の例外条項

1 一方の締約国は、人の健康、安全性又は環境に対する緊急なかつ切迫した危険性がある場合には、この附属書に規定する強制規格及び適合性評価手続に適合している対象産品の自国の市場への提供を拒否し、又は当該対象産品の当該市場からの回収を要求することができる。そのような拒否又は要求は、他方の締約国の産品に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となってはならない。

い。

2 1に規定する一方の締約国による拒否又は要求については、その効力発生の前に、他方の締約国及び製造者又は輸入者に通報する。その通報については、危険性及び措置についての客観的な、理由を示した及び詳細な説明並びに関連する科学的及び技術的な証拠を添付する。1に規定する一方の締約国は、千九百五十八年協定第四条に定める手続の適用を通じて状況を解決するよう努める。

第十六条 貿易を制限する規制措置

各締約国は、他の規制措置であつてこの附属書が対象とする分野に固有のものを通じて、この附属書の規定に基づいて他方の締約国に与えられる市場アクセスの利益を無効にし、又は損なうことを差し控える。このことは、安全性、環境の保全又は公衆衛生及び詐欺的な行為の防止のために必要な規制措置を制定する権利に影響を及ぼすものではない。ただし、当該規制措置が実証された科学的又は技術的な情報に基づくこと及びこの附属書に定める関連する協力が誠実に実施されていることを条件とする。

第十七条 協力

1 両締約国は、自動車並びにその部品及び装置に関する貿易を一層円滑にし、並びに市場アクセスの問題

が生ずる前に当該問題に対処するため、安全性及び環境の保全を確保しつつ、対象産品に関する問題について協力することに合意する。

2 各締約国は、対象産品に関する事項について、他方の締約国による書面による質問又は意見であつて十分に実証されたものに回答する。その回答は、書面により、適時に及び当該質問又は意見の受領の日の後六十日を超えない期間内に行う。

3 両締約国は、2に規定する質問又は意見及び回答の後、対象産品に関する残された問題について速やかに明確にするために協力するものとし、また、可能な場合には、相互に満足すべき解決を求めるために当該問題に対処する。

第十八条 セーフガード

1 各締約国は、この協定の効力発生の後十年間、他方の締約国が次のいずれかのことを行う場合には、同等の譲許又は他の同等の義務の適用を停止する権利を留保する。(注)

注 譲許又は他の義務の適用の停止の程度は、(a)又は(b)に規定する国際連合規則が対象とする産品の両締約国間の貿易額の程度を超えてはならない。

(a) 付録二―C―1に掲げる国際連合規則の適用を行わず、又は終止すること。

(b) 付録二―C―1に掲げる国際連合規則の適用の利益を無効にし、又は損なう他の規制措置を導入し、又は改正すること。

2 1の規定に基づく譲許又は他の義務の適用の停止は、次条に規定する迅速化された紛争解決手続による決定が行われる時又は相互に受入れ可能な解決が発見される（同条(b)の規定による協議を通じて発見される場合を含む。）時のいずれか早い方の時までの間においてのみ効力を有する。

第十九条 迅速化された紛争解決

第二十一章の規定は、次の修正に従うことを条件として、この附属書について適用する。

(a) この附属書の規定の解釈又は適用に関する紛争は、緊急に処理を要する事案とみなす。

(b) 第二十一・五条4に定める協議のための期間は、四十五日から十五日に短縮する。

(c) 第二十一・十八条1に定めるパネルが中間報告書を送付するための期間は、当該パネルの設置の日の後百二十日から六十日に短縮する。

(d) 第二十一・十九条1に定める最終報告書を送付するための期間は、中間報告書の送付の日の後三十日

から十五日に短縮する。

(e) 次の規定は、第二十一・二十条に加えられたものとみなす。

「被申立国が最終報告書を履行するために措置をとるに際して立法上の措置を必要としない場合には、合理的な期間は、通常九十日を超えてはならず、いかなる場合にも最終報告書の送付の日から百五十日を超えてはならない。」

(f) 第二十一・二十二条2及び3の規定を次のとおり代える。

「申立国は、1の規定による要請を行わないことを決定した場合又は1の規定により要請を行い、当該要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき補償その他の代替措置について合意することができなかった場合には、被申立国に対して通告することにより、義務（対象製品の関税の引下げ又は撤廃を含む。）の適用を停止することができる。その通告には、義務の適用の停止の程度を明記する。申立国は、被申立国が当該通告を受領した日から十日の期間が満了した後いつでも当該停止を実施する権利を有する。」

第二十条 自動車及び部品に関する作業部会

1 第二十二・四条1の規定に基づいて設置される自動車及び部品に関する作業部会は、この附属書の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2 この作業部会は、次の任務を有する。

- (a) いずれかの締約国の要請に応じ、この附属書の下で生ずる事項について討議すること。
- (b) 第五条から第九条までの規定に従って、付録二―C―1及び付録二―C―2の改正の必要性を評価すること。

(c) この附属書の規定に基づいて協力を行うこと。

(d) 第十三条の規定に基づいて協議を行うこと。

(e) 締約国が提起する特定の問題に対処するため、いずれかの締約国の要請により特別作業部会を設置すること。

(f) 合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3 第二十二・四条3(a)及び(c)の規定にかかわらず、作業部会は、いずれかの締約国の要請に応じ、両締約国が決定する場所において会合する。